

2023（令和5）年度 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 東京支部

一般教育研究助成（個人区分）募集要項

一般教育研究助成は、公益財団法人日本教育公務員弘済会東京支部が、東京都の学校教育の振興・充実のために研究・実践を行っている団体、学校及び個人に対し助成金の交付をするものです。

記

1. 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 東京支部

2. 助成要件

(1) 助成の趣旨

東京都内の全ての学校（園）に勤務する教職員が、2023（令和5）年度に、取り組む有益な研究・実践活動を対象とした助成を通して教育活動の向上発展に寄与します。

(2) 募集対象

東京都内の全ての学校（園）に勤務する教職員

①申請は隔年度で1件です。

②研究期間が長期（2年以上）となる場合は、今年度に取り組む研究部分が対象となります。

③教育実践等に関わる内容で、費用が必要で領収書の提出が可能な研究に対して助成します。

④次に当てはまる場合は助成の対象とはなりません。

- ・経費を必要としない研究
- ・研究内容が個人の趣味に係るもの
- ・学校教育に無関係なもの
- ・研究内容が教育実践論文と重複するもの（一部の内容の重複も含む）

⑤同一の学校（課程）で、同一の研究主題に基づいて申請関係書類及び報告関係書類を複数の教職員が提出する場合は、学校全体で取り組む研究ではないことを明確にし、それぞれの研究内容を違いが分かるように記載してください。この場合、1校（課程）3名までとします。

(3) 募集期間

2023（令和5）年4月17日（月）～6月16日（金）〆切（当日消印有効）

(4) 申請基準、助成件数

基準：【個人】 個人が設定した研究主題による教育実践研究

公認の学術研究団体の研究大会での研究発表（紙上発表を含む）

文科省又は教育委員会の主催・共催・後援の研究大会での研究発表

（紙上発表含む）

※学校区分で同一内容での申請がある場合は、対象外となります。

助成件数：70件

(5) 助成額 1万円以内

(6) スケジュール

2023 (令和5) 年7月中旬頃 選考を行います。

8月上旬頃 採否の結果を通知します。

8月下旬頃 公益財団法人 日本教育公務員弘済会東京支部にて、助成金を指定口座へ振り込み交付します。

2024 (令和6) 年4月30日 成果報告書の提出期限とします。

※ 申請書について、問い合わせを行うことがあります。

※ 採否の理由等、選考に関わる問い合わせには回答しません。

※ 助成が決定した事業については、研究活動の進捗を確認することがあります。

3. 提出書類【申請時】① 一般教育研究助成 交付金申請書 (一教研個 様式1-1)

② 一般教育研究のための計画書 (一教研個 様式1-2)

③ 一般教育研究に係る予算書 (一教研個 様式1-3)

【報告時】① 一般教育研究助成 成果報告書 (一教研個 様式2-1、2-2)

② 一般教育研究助成交付金 会計報告書 (一教研個 様式3)

◎各種書類 当支部 HP (<http://nitkk.com/>) よりダウンロードしてください。

◎現金書留を希望しても受付できません。振込先・口座番号を必ずご記入ください。

◎会計報告書 (一教研個 様式3) には必ず領収書 (原本) を添付してください。

4. 「一般教育研究に係る予算書 (一教研個 様式1-3)」作成上の留意点

①「一般教育研究のための計画書 (一教研個 様式1-2)」に基づいた研究を行うために必要となる
ことが具体的に分かる経費が助成の対象となります。

②次の内容は、助成の対象となりません。ご注意ください。

(1) 外部講師への謝礼以外の経費

(2) 通信費 (郵券等)

(3) 懇親会等の飲食費、資格試験等の受験料、競技会・コンテスト・講習会等の参加費

(4) PC/タブレット、PC周辺機器等の「汎用性のある物品」の購入

※助成対象外の品目としますが、希望する際は下記5.汎用性のある物品についてを参照

(5) 今年度中使用されない諸経費

(6) その他研究に関係しない諸経費

5. 汎用性のある物品について

①上記4. ②(3) のとおり「汎用性のある物品」については、助成対象外の品目としますが、汎用性の機能を持つ機器が助成額の範囲内で購入でき、かつ、本研究に関連する教育活動の教材・教具として使用される場合に限り助成対象の品目に含めるものとします。

②汎用性のある物品を申請する場合の追加提出書類

上記3. 提出書類【申請時】の①～③に加えて、

「一般教育研究助成 汎用機器に関わる申請書 (一教研個 様式4)」及び

「汎用性のある物品の見積書 (様式任意)」(金額、購入先等が明記されていること) が必要です。

6. 書類提出先 〒102-0074 東京都千代田区九段南2-6-8 都教弘会館5F

弘済会「一般教育研究助成」係 宛 TEL (03) 5210-4201

7. 選考

(1) 選考方法

- ① 公益財団法人 日本教育公務員弘済会東京支部 教育振興事業選考委員会の選考後、東京支部幹事会の議を経て支部長が助成額を決定します。
- ② 助成の採否を文書で各申請校に連絡します。なお、採否の理由についての問い合わせには回答しません。

(2) 選考基準

- ① 公益性・社会性 申請内容が、十分な公益性・社会性を有したものであるか。
- ② 適正性 申請内容が、助成の趣旨と合致しているか
- ③ 必要性 研究課題、課題設定の必要性を的確に把握しているか
- ④ 実現性 申請内容の実施方法は適切で、実施可能な研究計画が立てられているか。

8. 助成対象校の義務等

- (1) 申請書の内容に従って助成金を使用します。また、使用する際には必ず領収書を取ってください。研究活動終了後に、上記3.【報告時】①一般教育研究助成成果報告書（一教研個 様式2-1、2-2）と、②一般教育研究助成交付金会計報告書（一教研個 様式3）と合わせて領収書（原本）を提出してください。提出締切は、2024（令和6）年4月30日（火）
- (2) 成果報告書には、助成により購入した物品を教材・教具として使用する等研究活動に活用した様子や、その効果についての考察（必要に応じて資料添付）を記載してください
- (3) 提出された報告書・資料等は、当支部が公表できるものとします。

9. 個人情報の取り扱い

下記の点をご了解の上お申し込みいただきますようよろしくお願い申し上げます。

- (1) 当支部は、適正に取得した個人情報を当会の目的事業（奨学、研究助成、福祉、教育文化、共済）の運営のために利用します。
- (2) 当支部は、上記のうち、個人データを提携会社・団体と共同して利用、委託会社・団体に提供することがあります。
- (3) 当支部は、適正に取得した個人情報を、目的を同じくする弘済会関連団体と共同して利用することがあります。

10. その他

次に該当すると認められるときは、助成金の全部または一部を返還していただきます。ご注意ください。

- (1) 提出期限までに報告書等の提出が無いとき
- (2) 助成金を、申請内容と異なる使用、または目的以外に使用をしたとき
- (3) 助成金に余剰金が発生したとき

11. 問い合わせ先

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 東京支部

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-6-8 都教弘会館5F（担当）竹田

TEL03-5210-4201 FAX03-5210-3953 E-MAIL：tokyo@nikkyoko.or.jp

URL：<http://nitkk.com>